

# Bangladeshにおける宗教的マイノリティ の現状と課題

と が わ ま さ ひ こ  
外 川 昌 彦

はじめに  
マイノリティ問題の現状  
ヒンドゥーの政治参加  
ヒンドゥー団体の現状  
ヒンドゥーの対応  
まとめ

## はじめに

Bangladeshにおけるヒンドゥー人口は、2001年の国勢調査に従うと、約1138万人を数える<sup>(注1)</sup>。これは、全人口の90%を占めるイスラーム教徒に対して9.2%を占めている。ところで、パキスタンが英領インドから分離独立した後の東ベンガルでのヒンドゥー比率は22%を超えていた。このことは単純に計算すると、分離独立の1947年から約50年の間に、国民の約1割が「失われたヒンドゥー教徒」として、国内から消失したことを意味している。

### 1. ヒンドゥー人口の流出

表1は、国勢調査に基づいた過去100年間の宗教別人口の推移である。特にヒンドゥー人口の減少比率を見ると、継続的な減少率を示していることがわかる。1964年から91年までの宗教別の出生率と人口増加率に基づく最近の推計によると、ヒンドゥーの国外流出がなかったと仮

定した場合、91年には約1650万人のヒンドゥーが存在することが統計的に予測される [ Barkat and Zaman 1998 ]。すなわち、この27年間だけでも、530万人という大きな人口集団が「失われた国民」を構成していることになる。ヒンドゥーは、歴史的に教育水準の高い指導的な階層を多く含んでいた。従ってこれは、国家的なレベルでの人的資源の大きな喪失と言うべきだろう。この人口流出を平均すると、1年に21万4620人。1日に588人もの人口流出が今日までも続いていることになる。1000万人とも言われる難民を出した、1971年の独立戦争では、多くはその後、国内への帰還を果たしている。しかし、今日まで続いているこの人口流出の問題は、特定の騒乱によって引き起こされた「難民」ではなく、日常的な法的・社会的・心理的な様々な圧力から恒常的な人口の流出を来している点で、より深刻な問題が潜んでいると考えられる。

本稿は、このようなヒンドゥーの人口流出の背景を、南アジア社会に固有の社会的・歴史的な背景を持つ問題として考察する。当然のことながら、人口稠密な低開発国として、 Bangladeshは全体として先進国への人口移動の潜在圧力を備えている。しかし、このような流出するヒンドゥー人口は、(1)宗教間の法的整合性の

表1 バングラデシュの宗教別人口・人口比率の推移（含む、英領インド/東パキスタン時代）  
（単位：千人，％）

年	総人口	ムスリム (比率)	ヒンドゥー (比率)	ヒンドゥー の減少比率	仏教徒 (比率)	キリスト教徒 (比率)	その他 <sup>1)</sup> (比率)
1901	28,927	19,113(66.07)	9,545(33.00)		( )	( )	269(0.93)
1911	31,555	21,202(67.19)	9,952(31.54)	1.46	( )	( )	401(1.27)
1921	33,254	22,646(68.10)	10,166(30.57)	0.97	( )	( )	442(1.33)
1931	35,604	24,731(69.46)	10,453(29.36)	1.21	( )	61(0.17)	359(1.01)
1941	41,999	29,509(70.26)	11,747(27.97)	1.39	( )	53(0.13)	690(1.64)
1951	41,933	32,227(76.85)	9,239(22.03)	5.94	319(0.76)	107(0.26)	41(0.10)
1961	50,840	40,890(80.43)	9,380(18.45)	3.58	374(0.74)	149(0.29)	47(0.09)
1974	71,478	61,039(85.40)	9,673(13.53)	4.92	439(0.61)	216(0.30)	111(0.16)
1981	87,120	75,487(86.65)	10,570(12.13)	1.40	538(0.62)	275(0.32)	250(0.29)
1991	106,314	93,881(88.31)	11,178(10.51)	1.62	623(0.59)	346(0.33)	286(0.27)
2001 <sup>2)</sup>	123,851	111,079(89.69)	11,379(9.19)	1.32	840(0.68)	357(0.29)	198(0.16)

（出所） *Census Report 2001*. Dhaka: Bangladesh Bureau of Statistics の資料から筆者作成。

（注）1）「その他」には、仏教徒とクリスチャンを含む場合がある。

（注）2） *Population Census 2001. National Report (Provisional)* 2003, pp.65-69, Bangladesh Bureau of Statistics による。なお、Provisional Tables of Household Expenditure Survey (weighted) Percentage Distribution of Household According to Religion, 2000 では、National Level のムスリム・ヒンドゥー比率の推計値は、90.72%対8.64%となっている。

問題などの国内の政治的・社会的問題にさらされ、<sup>(2)</sup>隣国インドに、その多くの人口が吸収されるという地理的・文化的な背景を持ち、<sup>(3)</sup>インドの宗派暴動に対応する報復暴動の発生など南アジアの歴史的・宗教的な背景を持つ点で、単純な出稼ぎ圧力とは異なる背景が潜んでいる。

ところで、本稿でこのような宗教的マイノリティ問題を論じるのは、単にこれがバングラデシュのヒンドゥー社会に固有の問題だからではない<sup>(注2)</sup>。むしろこの問題は、他のマイノリティ集団にも対応すると同時に、後に述べるようにムスリム社会にも共有される問題として、バングラデシュの国民統合と宗教政策を展望する上で、重要な課題を投げかけていると考えられるのである。次に、この点についてより詳しく

検討したい。

## 2. 問題の所在

英領インドの一角をなしていたかつてのベンガル地方は、社会の指導層の多くをヒンドゥーが独占していた。当時のヒンドゥーは、在地領主層を占め、イギリス留学を含めた高等教育を享受し、弁護士や医師などの多くの専門職の担い手であった。同時にこのようなエリート・ヒンドゥーたちは、インドを独立に導く民族運動の指導者を輩出し、政治的主導権も握っていた。逆にこのような状況は、ムスリムの指導層にとって、政治的社会的な脅威として受け止められ、「ムスリム社会の後進性」という自覚を生み出した〔Ahmed 1981; Chatterji 1995など〕。その結果、ムスリム・エリート層の、社会進出の機

会を求めた教育や雇用、政治参加での要求が高まり、最終的にそれはパキスタン運動に集約して行くのである。1947年の印パ分離独立では、多くのヒンドゥーがインド側への移住・定着を果たし、その空白を埋める形でムスリム人口が社会の中核を担うことになった。東パキスタンに留まったヒンドゥーは、それでもなお弁護士や医師などの専門職や農村部の在村地主として、その優位性を維持する余地が残されていた。しかし、その後のバングラデシュの独立や新生国家での雇用の拡大、ムスリム社会への公教育の浸透によって、今日では公職・専門職における両宗教の比率は、まったく逆転した状況に至るのである。

バングラデシュの宗教的マイノリティ団体である、「ヒンドゥー教徒・仏教徒・キリスト教徒統一協議会」(Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council、略称は「統一協議会」)。宗教的マイノリティの権益を政府へ働きかける圧力団体であるが、その政治的力には後述のような様々な限界がある)の1998年の年次大会において、統一協議会の事務局長は、次のように述べている。「宗教的マイノリティに対する不平等や差別、そして抑圧や暴動が強まっています。その結果、何百万人も宗教的マイノリティは、国を捨てることを余儀なくされているのです」[Bhaumik 1998]。そしてその背景を、具体的には次の4つの事実に求めている。すなわち、(1)雇用や政治参加におけるマイノリティへの差別。(2)敵性資産法(Enemy Property Act、後述)の存在。(3)憲法などに見られる法的・社会的不平等の存在。(4)宗教的マイノリティに対する様々な暴動や抑圧への不安である。

このような問題は、個別の問題として指摘さ

れることはあっても、その全体像を検討する議論は、これまで十分にはなされていない<sup>(注3)</sup>。

というのも、例えば雇用の問題を見ても、慢性的な雇用不足は、貧富の差を問わず、農村部にも都市部にも共通する問題として指摘される。その点だけを捉えると、確かにマイノリティのみが失業問題を抱えているわけではないと言える。しかし、後に検討するように、結果における雇用の不平等は、特定のコミュニティの社会的後進性に還元されるのではなく、バングラデシュ社会に広く共有される構造的な問題に根ざしていると言えそうである。もしそうであるならば、このことは宗派暴動の際に繰返し表明される社会的・心理的不安もまた、治安組織などの社会制度が抱える問題として、あるいは国民意識の醸成という公教育が担う課題の一部として、さらには法体系における万人の平等の原則との整合性の問題としても理解が可能となるだろう。すなわち、ここで結論を先取りして言えば、バングラデシュの宗教的マイノリティの問題は、単なるマイノリティの固有の問題に還元されるのではなく、むしろ今日のバングラデシュ社会の様々な領域に見られる不均衡な構造が、国内のマイノリティ問題として、先鋭な形で現われているものとして理解できるのである。つまり、本稿でマイノリティ問題が扱われるのは、この問題がバングラデシュ社会で共有されるべき将来の重要な課題の一部を構成していると考えられるからである。

以下では、初めに今日の宗教的マイノリティが置かれた現状を明らかにし、これらの問題に対応する様々なマイノリティ団体を検討する。次いで、ヒンドゥー団体による政府に対する要求項目を検討することで、今日のヒンドゥーを

中心としたマイノリティ社会が直面する問題を明らかにする。最後に、人口の流出の背景にあるマイノリティ社会の現状を明らかにし、同時にマイノリティ団体が志向する新たな動きを、今日の南アジアの宗教的ナショナリズム運動に位置づけて検討する。

### マイノリティ問題の現状

バングラデシュにおけるヒンドゥー・マイノリティの現状を、紙幅の都合から次の4点に絞って概観する。すなわち、(1)雇用構造、(2)土地法、(3)憲法、(4)社会的・心理的不安の問題である。

#### 1. 雇用におけるマイノリティ問題

1991年のロンドンでのシンポジウムで、統一協議会の議長はマイノリティが抱える雇用や政治参加における不平等を強調した<sup>(注4)</sup>。例えば、国家公務員におけるマイノリティの雇用比率は、表2のようである。この表は端的に、マイノリティの公的機関における雇用率の低さを物語っている。1991年の国勢調査では、宗教的マイノリティはおおよそ人口の12%を占める一方で、一般職の雇用においては3～5%を占めるというここでの推計結果は、公的雇用での不均衡を示している。さらに、表3、表4に掲げた国軍、および警察官における雇用構造を見ると、組織内での官職の地位が高くなるにつれて、マイノリティの比率が低くなっている。これは雇用機会と同時に、内部昇進などの雇用構造における不均衡をも示している。軍の政治的な影響力の大きさと治安を保障する警察機構の役割から、これらの雇用傾向は、マイノリティの社会的な位置づけに大きな影響を与えるものと考えられ

表2 国家公務員における宗教的マイノリティの比率  
(単位：人，推計%)

	全体数	宗教的マイノリティ
<b>&lt; 上級職員 &gt;</b>		
Secretary	49	
Additional Secretary	26	
Joint Secretary	134	3
Deputy Secretary	463	25
Excise & Customs Officials	152	1
Income Tax Officials	450	8
<b>&lt; 一般職員 &gt;</b>		
Class I and Class II Officers	58,405	(3～5%)
Third and Fourth Class Employees	6,96,000	(3～5%)
Class I in Autonomous Bodies	46,894	(3～5%)
Class II in Autonomous Bodies	31,001	(3～5%)
Class III in Autonomous Bodies	151,305	(3～5%)
Class IV in Autonomous Bodies	139,208	(3～5%)

(出所) *Communal Discrimination in Bangladesh: Facts and Documents*. Dhaka: Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council. 1993. p.8.

表3 国防軍における宗教的マイノリティの比率  
(単位：人)

	全体数	宗教的マイノリティ
Major General	22	
Brigadier	65	
Colonel	70	1
Lieutenant Colonel	450	8
Second Lieutenant/Lt.	900	3
Major	1,000	40
Captain	1,300	8
合計	3,807	62

(出所) *Communal Discrimination in Bangladesh: Facts and Documents*. Dhaka: Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council. 1993. p.7.

表4 警察庁における宗教的マイノリティの比率  
(単位:人)

	全体数	宗教的マイノリティ
Inspector General (IG)	1	
Additional IG	6	
Deputy IG	18	1
Deputy Superintendent Police / Additional SP	87	2
SP/Assistant IG	123	10
Assistant SP/Assistant Commissioner	635	40
Ordinary Police	80,000	2,000

(出所) *Communal Discrimination in Bangladesh: Facts and Documents*. Dhaka: Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council. 1993. p.7.

る。このような傾向を、より近年の資料から裏づけてみたい。

表5, 表6は、それぞれ国立ダッカ大学教員, 最高裁判所弁護士会構成員における宗教別比率を集計している。いずれも、公的機関でありながら比較的独立性の高い組織である<sup>(注5)</sup>。英領期には、国立大学における教員の雇用比率はヒンドゥーが高かったが、この集計結果は、それがまったく逆転していることを示している。弁護士会の構成員を見ると、やはりかつての状況から大きく変化したことを示している。

このような傾向を対比的に裏づけるために、民間部門での雇用機会を検討してみたい。バン

表5 ダッカ大学における宗教別教員の比率 (単位:人)

	ムスリム	ヒンドゥー	仏教徒	キリスト教徒	全体
教授	396	25(5.9%)	3(2)*		424
準教授	231	15(6.0%)	1	1	248
助教授	173	9(4.9%)	1		183
講師	146	11(7.0%)	1		158
助手など	10				10
合計	956	60(5.9%)	6	1	1,023

(出所) *Dhaka Bishwabidyalay Nirbscane Angshagrahanjogya Shikhsakder Namer Talika*. 1999より筆者作成。

(注) \*かっこ内はチャクマ仏教徒の数。

表6 最高裁判所弁護士会における宗教別構成員の比率 (単位:人)

階層構成*	ムスリム	ヒンドゥー	仏教徒	キリスト教徒	総計
2つ星弁護士	40	1(2.4%)			41
1つ星弁護士	142	4(2.7%)			146
弁護士	1,774	9(4.9%)	2	4	1,872
合計	1,956	9(4.7%)	2	4	2,059

(出所) *List of Members: Bangladesh Supreme Court Bar Association*. Dhaka. 1999より筆者作成。

(注) 2つ星は、上級弁護士(Senior Advocate)とされ、最高裁控訴審担当となる。

表7 プロシカにおける宗教別職員の比率

(単位:人)

	ムスリム	ヒンドゥー	キリスト教徒	仏教徒	全体
専任スタッフ	4,089(81.5%)	807(16.1%)	33	90	5,019
プロジェクト・スタッフ	1,510(81.6%)	312(16.9%)	10	19	1,851
職員合計	5,599(81.5%)	1,119(16.3%)	43	109	6,870

(出所) プロシカ・ダッカ本部人事課での聞き取りから筆者作成。

グラデシュ最大の非政府組織(NGO)であるBRACの、ある女性活動員養成プログラムを検討すると、44名の実習生のうち、ヒンドゥー教徒は14名(31.8%)という結果になった<sup>(注6)</sup>。このことは、政府部門との対照的な雇用比率を予想させる。そこで代表的なNGOである、プロシカ(Proshika)の全職員の宗教別帰属比率を検討したものが表7である<sup>(注7)</sup>。ここでは、ヒンドゥーの雇用比率が非常に高いことが指摘できる。一般に多様なコミュニティとの接触が多い村落活動員や看護師などには非ムスリムの就業率が高いことが知られている。同時に、もともと公共部門での雇用機会には将来が見出せず、公共性が高い非政府組織に人材が集中するという傾向も、その背景として指摘できる。分離独立当時、多くのヒンドゥーが国内に留まった理由として、農村部での土地所有と同時に都市部での専門職における雇用維持があった。逆に、今日の雇用の現状は、ヒンドゥーの若者にとって、国内での雇用への期待可能性の低さを示すものになっている。

## 2. 土地法を巡る問題

土地を巡る抗争の熾烈なバングラデシュでは、法的な位置づけの不安定なヒンドゥーの資産は特にその標的に遭いやすく、生活基盤を脅かすものとなっている。特にマイノリティ問題を巡る最大の政治的争点で、いわゆる「敵性資産

法」(Enemy Property Act)と呼ばれる土地法であった。1965年9月の第2次印パ戦争で非常事態を宣言したパキスタン政府は防衛条例を公布し、「敵性」と認められたヒンドゥーの地所を強制的に接収する<sup>(注8)</sup>。戦争はすぐに米英の圧力によって停戦し、1969年9月6日に正式に非常事態宣言が解除される。しかし、政府はその同日に「敵性資産法」を成立させることで、この非常事態下の時限条例を、平時においても継続させたのである。1971年の独立以降、資産を移管したバングラデシュ政府は、74年の条例で同法の名称を「接収資産法」(Vested Property Act)に改める<sup>(注9)</sup>。しかし、ひとたび地籍原本に「敵性」の烙印を押された土地をヒンドゥーが回復することは困難を極め、インドへ移住すると見なされる人々への恣意的な適用を招くこととなった<sup>(注10)</sup>。1984年にエルシャド大統領は、以後の政府の土地収用を認めないという政令を出す。このことは端的に土地の収用が継続していた事実を物語っている。そして、2001年4月の法改正までは、このエルシャド政令の徹底が統一協議会による政治的要求となっていたのである。このことは、「憲法の平等規定と矛盾する」法律が、長くヒンドゥーの生活基盤を脅かす要因となっていたことを示している [Barkat 2000, 23]。農村部のヒンドゥーは多くの土地所有層を抱えているが、近年の推計によ

れば、全ヒンドゥー世帯の約3割がこの土地法による直接的な被害に遭い、その地所の約20%が失われたと考えられている [Barkat et al. 1997, 4]

2001年4月に、当時のアワミ連盟政権は、選挙公約に従って1974年の接收資産法を廃止した。このことは、統一協議会による長年の働きかけの成果と言える。しかし、たとえ法律が廃止されても、継続的な国内での居住証明をヒンドゥーに課していることなどの返還規定の制約と、すでに地域の有力者に占有されている地権の回復は実際には困難が多いことなどから、「その実効性は疑わしい」と指摘されている [Hasan 2001]

### 3. 憲法とイスラーム

バングラデシュの独立は、当時の東パキスタンの人々が、宗教の違いを超え、共に血を流すことによって勝ち取ったものであった。1972年に制定されたバングラデシュ憲法は、そのため国家原則として、ナショナリズムとともに、セキュラリズム（非宗教主義）の理念を掲げていた。しかし、長期軍政やクーデターなどの国内の騒乱やイスラーム諸国との関係改善につれて、セキュラリズムに代わりイスラームの理念が強調されるようになる<sup>(注11)</sup>。ジアウル・ラフマン政権（1975～81年）の1977年4月には、憲法からセキュラリズムに関する条項が削除され、冒頭にイスラームの祈りの言葉が挿入される。さらにエルシャド政権（1982～91年）は、イスラームを政策の重要課題に据え、宗教教育の重視など一連の宗教政策を実施した。とりわけ、1988年6月7日には憲法を改正し、イスラームをバングラデシュの国教（*rashtriya dharma*）とするのである。

このような事態に対するマイノリティ側の対応としては、1979年には憲法改正に対する知識人の抗議運動が組織された [Sen 1994]。特に、エルシャド政権のイスラーム国教化については、憲法の平等規定とも矛盾し宗教的マイノリティを事実上の「2級市民」にするものだという反発を招くことになった。1988年5月には、国教化政策に危機感を抱いた人々によって、前述の統一協議会も創設された。野党の強い反対にもかかわらず実施されたイスラームの国教化は、そのため「多数派の論理」の帰結と見なされ、独立の理念に期待した多くのマイノリティに失望をもたらすことになった。特に次節で検討するように、人口流出をさらに促進する要素と見なされてゆくのである。

ところで、佐藤（1990, 111-120）によれば、エルシャド政権による一連の宗教政策は、農村部のイマーム支持層や新興スーフィー教団の担い手、イスラーム協会（*Jamaat-e-Islami Bangladesh*）などの、国内の多様なイスラーム勢力を分断し、自らの政権基盤に組み入れる意図があった。このような観点から、エルシャド政権のヒンドゥー政策を見ると、興味深いことにそこには同様の構図を指摘することができるだろう。すなわち、前述の敵性資産法への政令のほか、ヒンドゥー学生への奨学金供与や雇用への部分的な優遇策などに、ヒンドゥーへの懐柔、分断の意図が窺える。この問題は、後に取り上げるヒンドゥー福祉基金（*Hindu Kalyan Trust*）で再び検討する。

### 4. 社会的・心理的な不安

社会不安を背景とした人口流出は、マイノリティ側の主観的な要因が強く、統計的な実数として論じることが困難である。新聞・雑誌報道

などは連日様々な暴行事件を報じているが、巷間しばしば語られる脅迫、襲撃、放火、婦女子へのレイプ、誘拐などは、決してマイノリティにのみ頻発しているわけではない。しかし、明確な暴動や犯罪でなくとも、日常生活を営むヒンドゥー家族が、ある日突然に村から姿を消してしまうという話には事欠かない<sup>(注12)</sup>。ここには、明示しにくい社会への不信感や不安といった心理的な要因が、その背景になっていることが指摘できる。このような社会不安は、もちろんムスリム・ヒンドゥーのどちらからも聞くことができる。しかし、「いざ事が起きたら、マイノリティである私たちは、この国にいる限り必ず不利な状況に直面する」という声は、もっぱらヒンドゥーから聞かれるものである。つまり、社会不安が広く共有されるとしても、その脅威をより敏感に受け止めるのは常に社会的弱者であるという普遍的な問題が指摘できるだろう。ここでは以上の前提を踏まえることで、問題の根深さを象徴する2つの事件を紹介する<sup>(注13)</sup>。これらの事件から窺えるのは、憲法改正をもたらしたものが、単なる法体系の整合性という問題に留まらない、人々の日常的な意識に及ぼした社会的・心理的な影響であろう。

(1)1988年9月4日、クミッラ県のラクシャム郡のB村に住む中学校3年の娘Aは、近隣のムスリム青年Bの率いる暴徒によって誘拐された。父親がその事件を警察署に告訴すると、暴徒たちは自ら父親の家に現われ、次のように脅迫した。「この国に住む限り、このような事件が起きるのは当たり前だ。お前たちが我慢すべきだ。それが嫌ならこの国からさっさと出て行くことだ。そうしたら、娘を返してやる」。

(2)クミッラ県のダウッドカンディ郡のA村でのこと。1989年2月8日の夜明け前に、ヒンドゥー集落を、突然近隣のムスリムが集団で襲撃した。この襲撃に際して彼らは、「政府はイスラームを国教に定めた。だから、この国に住み続けたいのならイスラーム教徒にならなければならない」と宣言した。ヒンドゥー農民の各家を略奪すると、家に火を放ち、寺院を破壊した。家々を襲撃し、婦女子が連れ去られた。

### ヒンドゥーの政治参加

バングラデシュのヒンドゥー人口は、チッタゴン丘陵地帯などに集住する少数民族とは異なり、国内のほとんどの地域に分散し居住している。このことは、元来、ヒンドゥーとムスリムは、地域社会で隣り合わせに共存してきたという歴史的経緯を反映している。ところでこのことは、皮肉にも現在ではヒンドゥー教徒の權益を代弁する政治的勢力の構成を、極めて困難にしているのである。ここでは、前述のようなマイノリティ問題の背景となっている、ヒンドゥーの政治参加の現状を検討する。

そもそも、1954年の東ベンガル州選挙では、宗教別人口に従った分離選挙が実施され、309議席中非ムスリムは72議席を確保した〔Kabir 1980, 44-60〕。これは議席数では23%を超えている。その後、より世俗的な選挙制度を求めたヒンドゥー側の提案によって、この分離選挙は撤廃され合同選挙が実施されるようになった。その結果、皮肉なことに以後の国会選挙においては、ヒンドゥーにとっては常に人口に比してわずかな議員しか当選できない状況が続くのである。すなわち、ほとんどの選挙区において、



ヒンドゥーとムスリムは混住しており、どのような有力議員であっても、絶対多数のムスリム選挙民による支持なくしては、当選できないのである。このことは、独立以後の過去8回の国会選挙におけるマイノリティ議員の当選状況をまとめた表8からも明らかである。常に10名前後の当選者というのは、全国会議員の約3%ということになる。しかもこれは、最近まで非ベンガル人選挙民が過半数を占めたチッタゴン丘陵地帯の3つの選挙区と、政党によって指名される30名の女性留保議席の議員を含んでおり、一般選挙区におけるヒンドゥー議員の比率はさらに低いものとなる。

その結果、たとえ有力なヒンドゥー議員であっても、政治的な争点として宗教的な問題に触れることはタブーとなっている。言い換えると、いかなるヒンドゥー議員も、少数のヒンドゥー支持者よりも、より多数のムスリムの支持がなければ、政策決定ができないのである。実際、

国会議員総覧においても、チッタゴン丘陵地帯の議員が少数民族に関わる権益に言及するのと異なり、ヒンドゥー議員がヒンドゥーの権益に直接に言及することはない [ Manajur-E-Maola 1991 ]。組織的な基盤の弱いヒンドゥー候補は、常に政党の一員としての忠誠を示さなければ、党の公認さえも得ることが難しい。その上、ヒンドゥーであること自体がバングラデシュ社会ではスティグマと見なされ、対抗馬にイスラーム団体系の候補者が擁立されることで、宗教的出自を政治争点に持ち込まれてしまうことも多い。

このようなことから、ヒンドゥーの政治参加は、必ずしもヒンドゥー勢力の政治への参加を意味しない。ヒンドゥーの権益に関わる主張を代弁するためには、非政治的な文化団体や宗教団体、そして政党組織の周辺で活動するマイノリティ団体の活動を通して、既存の政党に働きかけることが早道とされるのである<sup>(注14)</sup>。そこ

表8 国会選挙における総議員数と宗教的マイノリティ議員の人数  
(単位:人)

国会選挙	年	総議員数	宗教的マイノリティ
第1次	1973	315	12
第2次	1979	330	8
第3次	1986	330	7
第4次	1988	330	4
第5次	1991	330	11
第6次	1996(2月15日)		
第7次	1996(6月12日)	330	14
第8次	2001	300*	6

(出所) Moral (2001) および *List of the Member of Parliament at a Glance*. Bangladesh Election Commission. 2001.

(注) \*2001年については、ヒンドゥー議員を含めた、女性の留保議席30名への指名は行われていない。

で次に、宗教的マイノリティに関わる様々な団体を概観する。

### ヒンドゥー団体の現状

宗教的マイノリティの現状に対して、様々な団体がその問題への対応を図っている。特に既述の統一協議会は、ヒンドゥーにとどまらず、仏教徒、キリスト教徒を含めた非ムスリム国民の権益を代弁する組織として、政府に対する圧力団体となっている<sup>(注15)</sup>。具体的な活動としては、国内の宗教的マイノリティに対する様々な事件の情報を収集し、一般への啓発や時の政権への陳情を行い、一定の譲歩を政府から引き出している。しかし、今のところ全国の1000万人を超えるマイノリティの権益を代弁する組織を構成するには至らず、また実質的にはアワミ連盟党の支持団体と見なされ、政権交代などに対する政治戦略も持たないため、その政治的力量は非常に限られたものに留まっている。

次に取り上げるのは、特にヒンドゥーに関する団体として重要なものである。すなわち、数少ないヒンドゥーのための政府系機関として、「ヒンドゥー福祉基金」が挙げられる。また、ヒンドゥーの宗教的・社会的な権益に関わる団体として、「バングラデシュ祭祀振興会議」(Bangladesh Puja Udjapan Parishad)、「ロムナ・カリ女神寺院振興会議」(Ramna Kali Mandir o Anandmay Ma Ashram Udjapan Parishad)、「バングラデシュ・サンスクリット協会」(Bangladesh Sanskrit Samiti)などが挙げられる。このうちサンスクリット協会は、パラモン知識人によって組織され、公教育におけるサンスクリット語教育の充実や、国立サンスクリット大学の設置を提

唱している。また、市清掃局の清掃部門の担い手として知られる指定カーストを中心とした団体として、「バングラデシュ指定カースト連盟」(Bangladesh Scheduled Caste Federation)がある。さらに、ベンガル・ヒンドゥーの近代における復興運動を担った「ラーマクリシュナ・ミッション」(Ramkrishna Mission)、アメリカに拠点を持つ「国際クリシュナ意識協会」(ISCON)、インド側にも多くの信徒を持つ「聖者ロークナート・ブラフマチャリ修道院」(Shri Shri Loknath Brahmachari Ashram)などのヒンドゥー系宗教団体は、海外でその名が知られることによって、国内でも一定の発言力を確保するに至っている。これらの中から、その役割の重要性から、以下の3つの団体についてより詳しく検討する。

#### 1. ヒンドゥー福祉基金

ヒンドゥー福祉基金は、仏教徒福祉基金とともに、エルシャド政権によって1983年に創設された<sup>(注16)</sup>。1982/83年は、イスラーム財団が大きな予算を割当てて、イマーム訓練プログラムを開始した時期に当たる[佐藤 1990, 130]。ヒンドゥー福祉基金の主要な役割は、各地のヒンドゥー寺院の補修や再建、周辺施設の整備や祭祀の振興のための補助金の交付である。表9は、

表9 ヒンドゥー福祉基金の予算の執行実績  
(単位：タカ)

費目	金額	(%)
寺院の再建、補修などの費用	39,654,140	64.8
祭礼の振興のための費用	9,552,500	15.6
経済的な困窮者への援助の費用	1,764,800	2.9
基金の人件費・維持費など	10,245,370	16.7
合計	61,216,810	100

(出所) ヒンドゥー福祉基金の公式記録より筆者作成。

表10 ヒンドゥー福祉基金の年度別の補助金受領  
件数の推移 (単位: 件数)

会計年度	補助金受領の概数
1983 / 84	20
1984 / 85	520
1985 / 86	530
1986 / 87	500
1987 / 88	495
1988 / 89	400
1989 / 90	330
1990 / 91	580
1991 / 92	870
1992 / 93	750
1993 / 94	1 680
1994 / 95	540
1995 / 96	550
1996 / 97	900
合計	8 665

(出所) ヒンドゥー福祉基金の公式記録より筆者作成。

福祉基金が設立された1983 / 84から96 / 97会計年度までの予算遂行実績である。寺院の補修や再建のために費やされた費用が全体の65%を占め、次いでドゥルガ女神祭祀などの祭礼への補助が16%になる。表10は、年度別の補助金交付件数の推移である。この表では、特に1993年の突出が目立つ。これは1992年12月の宗派暴動で破壊された寺院への補修費用に当たる。バングラデシュ全土には2万以上のヒンドゥー寺院があるとされるが、基金の予算規模は国内の寺院全般を対象とするものには程遠く、有力な支持者のいる寺院に対する補助金の分配という性格が窺える(注17)。

ところで、ヒンドゥー福祉基金の年次予算は、

年度ごとに配分される宗教省の開発予算とは別枠の、基金 (trust) から見込まれる利子を財源としている。そのため、当初は2000万タカで創設された基金は、政権がヒンドゥー社会への対応が必要となる時に任意に増額されてゆく。1992年の宗派暴動への対策として、カレダ政権では4000万タカが上積みされた。1999 / 2000年には、約7000万タカが基金の原資となり、この運用益から寺院補修に約540万タカ、ドゥルガ女神祭祀に約350万タカが支出されている(注18)。

## 2. バングラデシュ祭祀振興会議

祭祀振興会議は、1978年のダッカ祭祀委員会に遡る、ヒンドゥー祭祀を統括する団体である(注19)。現在では、各県の祭祀委員会を統括する中央委員会を持ち、バングラデシュ各地の祭祀振興会議を掌握する。特に、人出の多いドゥルガ女神祭祀の運営を管理し、祭礼の治安維持や神像巡幸の警備を、警察当局と協力して行う。また、振興会議が毎年の大会で決議する要求項目などを通して、ヒンドゥー教徒の権益に関わる要求を政府に陳情する圧力団体になっている。その組織構成員は、C・R・ドットをはじめとして、統一協議会のヒンドゥー成員と重なっている。ここでは、ヒンドゥー教儀礼の運営や寺院寄進地の違法な占拠の阻止など、特にヒンドゥー社会に関わる権益を代弁するものとなっているが、その要求項目については後に詳しく検討する。

## 3. ロムナ・カリ女神寺院振興会議(注20)

ロムナ・カリ寺院は、ムガル朝時代の建立とされる古い女神寺院である。官庁街の一等地である、現在のロムナ公園の一角に建てられていた。この寺院は、1971年3月にパキスタン軍によって破壊され、その際に、司祭をはじめ85

人のヒンドゥーが虐殺される。しかし、寺院再建のためと称してその土地を完全に更地にしたのは、独立後のバングラデシュ政府であった。そのため、1973年に寺院再建の運動が組織され、以来毎年、跡地での祭礼の執行やデモ活動が行われている。1984年には当局によるロムナ公園への入場阻止が行われるなど、寺院再建をめぐる政府との交渉や法廷闘争が続いている。古い由緒を持つ寺院再建をめぐる動きは、インドにおけるモスク破壊や寺院再建運動と同様に、政府の宗教政策を占う試金石として、国内のヒンドゥーの注目を集めてきたのである。

### ヒンドゥーの対応

独立後のバングラデシュは、非宗教主義的政策からイスラーム・ナショナリズムを柱とした宗教政策へと展開している。以下では、このようなイスラームを中心とした宗教政策のもとでの宗教的マイノリティの動向を、ヒンドゥー社会の対応を通して検討する。初めに、ベンガル・ヒンドゥーにとってその宗教性を自覚し表出する重要な儀礼的機会である、ドゥルガ女神祭祀の開催を検討する。

#### 1. ドゥルガ女神祭祀の高揚

ベンガルのドゥルガ女神祭祀は、英領期に民衆祭祀として発展を遂げ、インドの独立運動においては民衆動員の役割も果たした。バングラデシュの祭祀振興会議による各地の女神祭祀の統括は、そのような意味でのヒンドゥーを動員する試みと位置づけられる。この女神祭祀は、年間を通した最も重要なヒンドゥー文化の称揚の機会であり、同時に各地の祭壇への不敬行為や神像破壊などの状況が、その年のコミュニアル

表11 ダッカ市におけるドゥルガ女神祭祀の件数の推移

年	祭祀の件数
1987	86
1988	89
1992	96
1994	92
1995	98
1996	118
1997	119
1999	134
2000	139
2001	128

(出所) *Anjali. Mahanagar Sarbajanin Puja Kamiti. Dhaka* の各年度版より筆者抽出。

意識の度合いを測る機会ともなっている。表11は、祭祀振興会議が集計した、ダッカ市でのドゥルガ女神祭祀の件数の推移である。ここで興味深いのは、ヒンドゥーの流出が報道されている一方で、ダッカでのヒンドゥー祭祀の規模は、年々増加の傾向を辿っていることである<sup>(注21)</sup>。このことは、表12のように、ダッカ市のダケッショリ女神寺院を主催するヒンドゥー団体の年間予算の推移を見ても裏づけられる。このダケッショリ寺院は、国立モスクに対応する国立のヒンドゥー寺院にすべきだという要求があるように、国内のヒンドゥーにとっての宗教文化の拠り所と見なされている。そのためこの寺院の毎年の女神祭祀では、時の首相による祭壇への訪問やダッカ市の目抜き通りでの女神像の行進など、バングラデシュ・ヒンドゥーにとっての政治的なアピールの機会になっている。

例えば、1999年10月の女神祭祀では、主催者の招待に応じた当時のハシナ首相が祭壇を訪問

表12 ダッカ大都市圏祭祀委員会の年間予算の推移  
(単位：タカ)

年	年間予算支出
1986	173,231
1987	203,191
1991	568,708
1993	200,764
1994	581,117
1995	430,834
1996	802,309
1997	791,871
1998	1,028,208
2000	1,729,844
2001	1,755,582

(出所) Anjali. Mahanagar Sarbajanin Puja Kamiti. Dhaka の各年度版より筆者抽出。

し、最終日には文化大臣を先頭にした女神像の行進が行われた。その行列には、統一協議会のヒンドゥー指導者が並び、年次決議の主張を掲げた横断幕が掲げられた<sup>(注22)</sup>。この行列は、歴史的な意味を持つジョゴンナト・ホールや国立殉難者祈念碑の前を通り、プレス・クラブ前を抜け、政府合同庁舎前を通過した。女神像のこのような行進ルートは、明らかに様々な政党や政治団体が行うデモ行進の形式に範を取っている。すなわち、主催者にとってこの祭祀は、年に一度の祭礼の機会を利用した数少ない政治的なアピールの機会となっているのである。同時に、政府や政党にとっても、祭壇への訪問やその際に年中行事のように公表されるヒンドゥーへの補助金や懐柔策の表明、大統領官邸への要人招待などによって、ヒンドゥーに対する寛容さの表明と懐柔の機会となっているのである。

## 2. 祭祀振興会議の要求項目

次に、すでに取り上げた祭祀振興会議の年次大会で決議される要求項目を検討する。1987年8月に、20項目にわたるヒンドゥーの権益に関わる要求項目が決議された。まず、この時に掲げられた要求項目を、内容別に整理して提示する<sup>(注23)</sup>。

### < 儀礼行為に関わるもの >

- (1) ドゥルガ女神祭祀を国家的な祭祀とし、4日間の政府の公休日を割当てること。
- (2) クリシュノ神生誕祭を国家的な祭祀とし、政府の公休日を割当てること。
- (3) ドウル・ジャトラ祭に政府の公休日を割当てること。ショロッシュョティ女神祭祀に、公教育の場での休日を割当てること。
- (7) 寺院や祭礼の祭壇に対する、電気代・水道代を免除すること。

- (8) ドゥルガ女神祭祀に際して、新聞に特集記事の掲載を行うこと。

### < 寺院・修道院に関わるもの >

- (5) ダケッシュヨリ女神寺院を国立寺院として整備を進めること。その他の各地の寺院も整備を進めること。
- (6) ロムナ・カリ女神寺院と聖母アノンド・モイ修道院の資産を返還し、再建すること。
- (10) シタクンドゥ、ランゴルボンドなどの聖地の整備と巡礼者のための便宜を図ること。
- (16) パブナのヘマヤットプルなど、各地の修道院の維持・整備を進めること。

### < 敵性資産法・土地法 >

- (4) 敵性資産法の撤廃。1984年6月21日以降の土地収用に関する政令を徹底すること。
- (11) 宗教的施設に関する係争事項については、司法は裁定を留保せず、解決に努力すること。

また、寺院などの公共の寄進地については、個人による恣意的な売却の阻止を徹底すること。

<生活習慣に関わるもの>

(12)ダッカ市やバルア池の火葬場の整備を進めること。その他、各地の火葬場の維持・整備を進めること。

(13)孤児院や病院、刑務所での給食に、ヒンドゥーの祭日に相応しい食事を提供すること。

<教育に関わるもの>

(14)教育機会における、宗教的不平等を撤廃すること。

(15)ダッカに国立のサンスクリット大学を設置すること。また、各県ごとにサンスクリットの教育機関を設けること。

<その他>

(17)1985年10月15日のジョゴンナト・ホールでの天井落下事故に対して、国家的な追悼を行うこと。

(18)祭祀振興会議の、これまでの提案事項を検討すること。

(19)洪水などの被災者への援助を行うこと。

(20)ドゥルガ女神祭祀の祭日に、拘留中の政治犯に人道的な見地から恩赦を与えること。

これらの要求項目を見ると、多くがヒンドゥーとしての日常的、儀礼慣行的な要望に基づく内容となっている。ドゥルガ女神祭祀の公休日も、宗教的な儀式に留まらず親戚訪問や大掃除の機会など、ベンガル地方の生活慣行としても理解できる。教育における宗教的不平等も、ここでは学問の女神ショロッシュョティ祭祀の休日といった、慣習的な問題となっている。しかし、これらの要求項目は年々その数を増してゆき、ヒンドゥーによる政治的な要求が、より踏み込

んだ形で明確になってゆく。憲法が改正された1988年に加えられた新たな2項目の決議は次のようである。

(21)憲法における国教の規定を撤廃すること。セキュラリズムの原則を取り戻すための民主的な運動を起こすこと。

(22)ドゥルガ女神祭祀における、神像の破壊、儀礼の妨害、不敬行為などに対して、適切な対処がなされること。

ここには、エルシャド政権によるイスラーム国教化への直接の対応が現われている。それとともに、各地の祭祀における、コミユナルな緊張感への危惧が表明されていることが注目される。儀礼機会の確保という課題以上に、一部の宗派的な妨害行為や不敬行為に対する強い懸念が現われている。ここには、憲法改正が、日常生活を脅かす具体的な脅威の増大として受け止められていることが窺える。さらに、1992年9月の決議は32項目に拡大された。この年に新たに追加され、また表現が変更された項目は、次の14項目である<sup>(注24)</sup>。

(23)イマームやマドラサ教師と同様に、サンスクリット語やパーリ語の教師が、政府によって配属されること。

(24)イマームの養成計画やイマームへの給付金の制度と同様に、他の宗教に関する教育者への制度的な補助を行うこと。

(25)宗教的マイノリティの国外流出が続いている。その原因は、彼らに対する政治的・社会的抑圧、不法な土地占拠、脅迫や暴行、宗教施設への襲撃・放火、レイプなどの暴行に対する脅威である。それに対する警察の対応は非人間的で、マイノリティに対する不当な捜査行為さえ行われている。このような事態を終結させるた

めの、必要な措置をとること。

(26)独立戦争の英雄，C・R・ドット将軍を顕彰すること。

(27)政府機関，公的機関，教育施設における，宗教的マイノリティのための礼拝設備を設置すること。

(28)テレビなどのメディアや様々な公的行事において，すべての宗教に平等に敬意を払い，それぞれの聖典の朗唱を行うこと。

(29)宗教省内での宗教的な偏向を避けるために，各宗教別のセクションを設けること。ヒンドゥー・仏教徒に設けられた福祉基金を，イスラーム財団と同格の財団とすること。

(30)刑務所内の給食での牛肉の強要を中止すること。

(31)バングラデシュ内の宗教的寄進地を管理する委員会を設置すること。これらの土地からの収益を，宗教的マイノリティの福祉など公共福祉のために用いること。

(32)各地の寺院，修道院などの寄進地の資産を保全し，不法占拠を阻止すること。

(33)宗教省，および宗教教育における予算配分の目に余る不平等を是正すること。

(34)クリシュノ神生誕祭は政府の公休日に指定されたが，首相・大統領などの祝辞がなされていない。国営テレビなどでの催しの紹介も，行われていない。

(35) サンスクリット協会によるサンスクリット語教育の拡大など12要求項目を実現すること。

イスラーム大学を宗教大学に改変し，ヒンドゥー，仏教，キリスト教の教育・研究の機会を設けること。または，イスラーム大学とは別の大学機関を設置すること。

(36)1990年10月30，31日の宗派暴動に対する補

償を行うこと。

これらの要求項目から，1990年10月のインドでのラーム寺院再建運動に呼応した，国内の報復暴動に対する懸念が読み取れる。(25)のように，ヒンドゥーの国外への流出が明確に言明されるのはこの年からである。また，宗教的マイノリティとしての国家への権利の主張が明確になっている点は重要である。すなわち，イマームなどへの優遇に対応する，他宗教への同等の処遇を求める要求である。具体的には，イスラーム大学の開設に伴うマイノリティ宗教教育への要求，政府機関におけるモスク設置に対応する他宗教のための礼拝施設の要求，さらには公的メディアでの各宗教への対等な扱いなどが要求されている。また，この時から宗教予算の不平等な扱いへの批判も出されている。これは，宗教省の予算配分への要求と，ヒンドゥー福祉基金の財団への昇格の要求に顕著に見られる。すなわち，すべての宗教を管轄するはずの宗教省の機構は，実際にはヒンドゥーなどの宗教的マイノリティを疎外するものとなっている。同時に，国の開発財源が割当てられるイスラーム財団に対して，ヒンドゥー福祉基金は，年度予算の配分を受けない基金（trust）に留まっている。これは，タックス・ペイヤーとしての正当な権利にもとるものであり，ひいては憲法の下での平等の原則にも反するという主張になっている<sup>(注25)</sup>。

次いで，1994年の決議では，32の項目数は変わらないが，以下のような一部の内容に変化が見られた。

(37)1992年12月と1993年8月の宗派暴動への補償を行うこと。

(38)憲法の国教規定を撤廃し，イスラームの祈

りの言葉を削除し、憲法にセキュラリズムの原則を取り戻すこと。

(39)雇用の上での、宗教的な差別を廃止すること。

ここでは1992年12月のインドでのバブリ・モスク襲撃事件を契機とする、国内でのヒンドゥーに対する報復暴動への対処が明言されている。また、この年には雇用の上での不公平の存在が指摘されたことも注目される。この雇用機会への要求は、翌年の1995年には、次のような踏み込んだ内容になっている。

(40)雇用の上での、あらゆる宗教的な差別を廃止するために、人口比率に応じた配分を行い、不平等を是正すること。

ここでは、人口比率に応じたマイノリティへの雇用の配分が求められているが、実施規定についての具体的な言及はない。しかし1997年には、(14)の教育の不平等の条項に追加して、初等・中等教育における宗教的マイノリティのための教師枠の設置要求として、その一部が具体的に盛り込まれるようになっている<sup>(注26)</sup>。

以上のように、1987年に20を数えた要求項目は、92年には32項目を数え内容にも変化が見られる。最新の要求項目は1997年の決議であるが、2001年10月1日の総選挙直後に発行された『オンジョリ』誌には、この項目自体が掲載されず、代わりに総選挙後のヒンドゥーに対する暴行事件を報じる多数の新聞記事が掲載された<sup>(注27)</sup>。ここでは、以上の要求項目の通時的な変化から、次の3点を指摘したい。

第1は、要求が一定の成果を上げた点である。具体的には、クリシュノ神生誕祭を政府の公休日にする、シヨロツシヨティ女神祭祀を公教育の休日とすること、ヒンドゥー福祉基金を

通した火葬場や聖地シタクンドゥの整備などである。また、その実効性についてはなお疑問が残されるが、2001年4月に「敵性資産法」が廃止されたことは法体系の整合性の観点で評価できる。同時に、それ以外の要求項目の存在は、マイノリティ団体による長年の働きかけにもかかわらず、未解決の課題が数多く残されていることを示している。

第2は、宗派暴動に関する要求事項の増加である。特にインドの宗教的ナショナリズム運動が高揚する1990以降は、宗派暴動への脅威が強調されるようになる。具体的には、ヒンドゥーの国外流出の原因として、マイノリティに対する抑圧や差別、暴行などへの脅威が指摘され、その背景として警察機構や司法制度への不信が指摘される。このように、インドにおける宗教的ナショナリズムの高揚は、バングラデシュの各地で連鎖暴動を引き起こしている点で、国民国家の枠組みを越えた南アジア地域の宗教運動に広範な影響を与えているのである。

第3は、憲法の下での平等の理念に基づく要求の高まりである。これは特に、雇用や予算配分、教育制度などにおける宗教的偏重の改善として強調されている。教育の問題では、(14)、(15)は当初から掲げられているが、新たに提示された(23)、(24)、(35)などは、ムスリムと同等の教育、および雇用機会への要求となっている。また、ムスリムのメッカ巡礼に対応するベナレス巡礼者への補助や、政府機関におけるモスクと並ぶ他宗教の礼拝施設の建設への要求として具体的に提示されている。



## ま と め

以上の資料から指摘できることを、2点にまとめて整理する。第1は、ヒンドゥー人口の国外流出の背景。第2は、南アジアの宗教的ナショナリズムへの位置づけである。

## 1. ヒンドゥーの人口流出の背景

本稿で提示されたマイノリティ団体の動向には、バングラデシュにおけるマジョリティ社会との興味深い構造的な同質性が指摘できる。例えば、公教育へのサンスクリット教師の配属は、ただちにヒンドゥー、特にバラモン・カーストへの雇用に直結する。その要求は、ヒンドゥー福祉基金の財団への昇格によって期待される権益と同様の背景を持っている。ここに見られるのは、ヒンドゥーであることを通した新たな権益の拡大の試みであり、社会的資源の配分を巡る要求への高まりである。その意味では、統一協議会のようなマイノリティ団体による政権との距離の取り方は、イスラームの名目で権益を拡大しようとする「宗教稼業」団体とそれを「政治的に利用」しようとする政権との関係に類似した構造にある<sup>(注28)</sup>。あるいは、このような権力による宗教へのスタンスが宗教的マジョリティによって準備されているので、宗教的マイノリティもまたそれに従って生き残りを図らざるを得ないと言える。

ヒンドゥー団体の活性化には、イスラーム団体が中東などの国際関係に規定されるのとは異なり、今のところインドの宗教的ナショナリズム勢力との関係は見られない。単純に見れば、バングラデシュのマイノリティの抱える脅威がインドのマイノリティに対応しないことは、イ

ンドのムスリムがついぞ国外に流出する事態とならないことから明らかである。その点で、国内でのヒンドゥー文化への関心の高まりは、バングラデシュにおける宗教的ナショナリズムの高まりを背景とした、マイノリティ側の対応として理解すべきである。

ここで問題となるのは、マイノリティ団体の様々な運動にもかかわらず、マイノリティ社会においては、恒常的な人口流出の事態として、実質的には国民統合への失望が表明され続けていることである。このことは、マジョリティ社会においても、雇用体系における宗教的不均衡やマイノリティに対する社会不安の拡大に対して、実効性のある措置が取られないことによって、対応関係にあると言える。このような現状に対してマイノリティ国民は、今のところ既存の体制に従って多数派の論理に組するか、あるいは声を上げるべき所で口を閉ざし、国外流出という形で国民統合を裏切る対応を続けている。マイノリティ団体の政治的力量は、このようなマイノリティ国民の権益を政治的に代表できる組織的基盤や政治的戦術を構成するに至っていない。このような事情が変化しない限り、同じ村に住んでいるヒンドゥー家族が、ある日、村の誰にも告げずに姿を消すといった事態は、これからも続くことが予想されるのである。

以上のことは、このようなマジョリティ・マイノリティ関係が、単なるヒンドゥー・ムスリムの宗教対立に還元されるのではなく、都市と農村の格差や農村社会の階層分化、教育格差やジェンダー差別などの、バングラデシュ社会の様々な領域に見られる構造的な問題に根ざしていることを示している。実際、総選挙後の騒乱の後でしばしば知識人が語るのは、この国から

ヒンドゥーが失われたら、今度はムスリム社会の中に同じ構図が持ち込まれて、ムスリム同士の対立が繰り返されるだけだということである。イスラームの「原理主義」的団体から繰り返し迫害を受けるアフマディア教団のように、その兆候はすでに現われていると言えるだろう<sup>(注29)</sup>。

## 2. 南アジアにおける宗教的ナショナリズム

イスラームを国教とし、様々な領域で宗教的ナショナリズムが強調されているバングラデシュにおいては、その傾向と対立するような、かつての「非宗教的」な宗教政策に逆戻りすることは考えられない。同時に、国内に留まる宗教的マイノリティは、その社会のメインストリームとの調和を保ちながら、かつ自らの独自性を主張して生き残りを図るという、政治的にも文化的にも困難な状況にさらされている。マイノリティ団体の宗教政策への様々な要求は、このような意味でイスラームに偏重した宗教政策への批判ではなく、それを前提とした上での、宗教的マイノリティによる権利の主張に向かっていく点で注目される。タックス・ペイヤーとしての相応しい扱いへの要求や、行政機構としてはイスラームと同等の財団への昇格の要求は、このことを端的に示している。ここでは、必ずしも多数派のムスリムと対等の扱いを要求するのではなく、マジョリティ宗教の政策上の優位を承認しつつ、ヒンドゥーに対する不平等な扱いへの不満を表明するものとなっている。このことは、単に宗教的に中立な政策というよりも、相対的な優劣にかかわらず宗教への均等な政策対応を求めてゆくという意味で、アマルティア・セーンの用語を用いれば「対称性」(シンメトリー)への希求に向かっていると言えるだろう[Sen 1998]<sup>(注30)</sup>。このことは、第2の論

点である、南アジアの宗教的ナショナリズムの動向に関連する。

初めに提示した表1を、もう一度眺めてみたい。1901~11年度の統計を見ると、ヒンドゥーの人口比率の減少傾向は、そもそもイギリス植民地時代のベンガル分割令(1905年)の頃には開始されている。このことは、バングラデシュのマイノリティ問題が、第一義的には国民国家の枠組みにあるとしても、同時にそれを越えた南アジアの固有の歴史的・文化的背景を持つことを示している。バングラデシュにおいては、セキュラリズムの規定は、1972年憲法において国家理念となった。インド憲法において、セキュラリズムの条項が加えられるのは1976年である。ところで、エルシャド政権(1982~91年)の一連の宗教政策は、独立以来の理念であるナショナリズムを否定するものではなく、それにイスラームという新たな特徴を加える政策であると説明された[Kabir 1995, 206; Osmany 1992, 109-155; 佐藤 1990, 113-116]。このことは、1988年のイスラーム国教化においても、「他の宗教も平和と調和のもとに実践される」という憲法の規定によって担保されている。

ヒンドゥー団体による宗教的権利への主張は、このような文脈における政府の宗教政策における「対称性」の欠如を批判するものとなっていた。あるヒンドゥー団体の機関紙には、次のような論調が見られる。「真のセキュラリズムとは、非宗教主義(*dharma-hinata*)ではなく、宗教的に偏りのない政策(*dharmer niropekkota*)を実践することだ」<sup>(注31)</sup>。興味深いことに、このような論調は、これまでセキュラリズムを、イスラームの理念と相反するものとして退けてきた、イスラーム協会の最近の論調とも対応する

のである。バングラデシュのイスラーム協会を代表するイデオログである、ゴラム・アジームは次のように述べている。「セキュラリズムの定義は人によって異なり、すべてが同じではない。この理念が、もし宗教に関していかなる偏りも持ち込まず、すべての宗教に対してこれを実践する同等の機会を与える理念として定義されるのであれば、イスラーム協会はこれを支持するものである」[Azam 2002, 14]。そして、イスラームを国家理念とすることは、それを構成する成員が宗教的にヒンドゥーであることとは、矛盾しないと述べるのである<sup>(注32)</sup>。

すなわち、1972年にさかのぼるバングラデシュの宗教政策は、憲法改正に見られるように「セキュラリズム」からの後退の歴史として理解されるが、そのことが必ずしも直ちに「イスラーム化」を意味するものではないのである<sup>(注33)</sup>。宗教を政治目的に利用しないという理念を否定することは、それ自体は特定の宗教への差別政策を意味するものではなく、個々の宗教の平和的な共存を担保とすることで、むしろ宗教間の調和的な実践への道をも開くのである。問題となるのは、「他の宗教との調和的な実践」の基準が、ここでは一元的に多数派のムスリムに与えられているという点であろう<sup>(注34)</sup>。このことは、隣国インドにおける宗教的ナショナリズム運動に照らしてみると、興味深い問題が指摘できる。

すなわち、インドの宗教的マイノリティであるムスリムが、近代の「ヒンドウトゥヴァ」にしる前近代の「ダルマ」にしる、究極的には多数派のヒンドゥーが依拠する理念のもとでの共存を迫られるなら、それは直ちにバングラデシュにおけるマイノリティ・ヒンドゥーが直面す

る問題に対置されるのである<sup>(注35)</sup>。インドのムスリムが、例えば宗教を前提としない左翼運動や地域社会での活動を通して社会のメインストリームとの連帯を試み、あるいは国際関係や国内のコミューナル暴動を背景としてヒンドゥーとは本質的に異なる集団としての政治的・社会的な対抗関係を構築しようとするように、同様にバングラデシュにおける宗教的マイノリティは、そのナショナリズムに与件されたイスラームの理念のもとで、非政府組織での活動や人口流出という選択肢を通してその理念への失望を表明し、あるいはその異質性を前提とした独自の活動領域の拡大を模索するのである。

このような意味で、本稿で提示された資料は、ヒンドゥー社会に対置されるイスラーム社会として、さらに対極に置かれたマジョリティ・マイノリティ関係として、南アジアの宗教的ナショナリズム運動の将来の動向を占う、貴重な反面像となっているのである。

(注1) *Population Census 2001. National Report (Provisional)* 2003, pp.65-69, Bangladesh Bureau of Statistics による。

(注2) 南アジアにおける「マジョリティ・マイノリティ」の二項対立は、相対的な概念である。例えば、ヒンドゥー社会には、「不可触民」というマイノリティが存在し、多くが中間層に属する上位カーストに対して、しばしば異なる政治・社会的志向を持つ。また、南アジアの歴史的な構図の中では、ムスリムは「マイノリティ」でもある。また、バングラデシュ国内には、仏教徒、キリスト教徒、その他のエスニック・マイノリティなどの多様な集団が存在する。これらの集団から見れば、数の上ではヒンドゥーは「マジョリティ」でもある。本稿では、イスラームを国教とするバングラデシュの宗教的マイノリティの動向を、歴史的な対立軸であるムスリム・ヒンドゥー関係を中心に考察す

る。このようなムスリム・ヒンドゥー関係を、本稿では国内の主要なマジョリティ・マイノリティ関係と捉えているが、ムスリム社会との関係においては、これは他の宗教的マイノリティ集団にも共有される点が多い。特に、仏教徒とキリスト教徒は、一括して「宗教的マイノリティ」と言及され、統一協議会（後述）などのマイノリティ団体の活動を通して、ヒンドゥー社会と足並みを揃えている。ただし、相対的に数の少ないこれらの集団は、ヒンドゥーに比べて地域社会での政治的対抗関係の契機が少なく、また国際関係における独自のスタンスを持っている。また、チッタゴン丘陵地帯などのエスニック・マイノリティは、地理的・歴史的にも孤立性の高い特殊な条件にあるため、本稿の課題とは区別している。

（注3）分離独立の歴史過程 [ 例えば Chatterji 1995 ; Das 1991 ] や、難民のインドでの定着過程の問題 [ 例えば Nakatani 2000 ; Samaddar 1999 ] については研究が多い。しかし、分離独立後50年を経過した今日も続く人口流出という事態は、従来の視点では捉えきれない問題と言える。この点については、注(4)も参照のこと。

（注4）BHBCUC（1993, 7）より。このような、公的雇用に関する統計は公表されていない。統一協議会の資料も、時の政権の懐柔策に対応した限定的な資料の公表が行われる傾向がある。また、マスメディアなどが公表する資料は、しばしば政府の宗教事象に関わる検閲制度によって出版禁止の対象とされ、マスメディアの自主規制によって表に現われない資料も多い。これらのことは、現状分析の上での資料的な制約を与え、この問題に関する内外の研究を制限するものとなっている [ 例えば Guhathakurta 2002 ]。このような現状の中で本稿は、可能な限り一次資料を収集しそれに基づいた議論を試みている。

（注5）これらの機関がマイノリティ比率を公表することはない。これらの資料は、職員名簿などから宗教的帰属を推計したものである。そのため、一部には名前が略されているものがあり、姓のみから宗教的帰属の判断が難しいものもあった。特に、プロテスタント系のキリスト教徒と英領期に支配層であったチャクマ人などの姓にはヒンドゥーと区別できないものがあ

り、捕捉し切れなかった。

（注6）Gender Quality Action Learning Program. BRAC本部での聞き取りから。

（注7）プロシカ本部での聞き取りから。なお、NGO団体の調査では、シャブラニールの筒井哲郎氏にご助力をいただいた。ここに謝辞を述べる次第である。

（注8）この敵性資産法の起源は、1947年の印パ分離独立時に遡る。この点については、Ser(1994)が詳しい。その他、Barkat et. al. (1997), Barkat(2000)など。

（注9）Enemy Property Act No. XLV of 1974,および Act No. XLVI of 1974.

（注10）例えば、国内の多くのヒンドゥー寺領が土地接収の標的となっている [ Ajad 1996 ; 外川 2000a など ]。しかし、寺院の神々がインドに「移住」することはあり得ないので、敵性資産法に基づいて寄進地を「敵性」と判定することはできないのである。

（注11）イスラーム国教化政策へ向かう一連の動きについては、Kabir (1995), Maniruzzaman (1994), Osmany (1992), 佐藤 (1990), Sato (1993), Sen (1994)などを参照した。このうち、佐藤 (1990, 92) は「非宗教主義」(セキュラリズム)をイスラーム化の過程と区別して分析しているが、多くの論者が「セキュラリズム」(世俗主義)とイスラーム化を対立的に捉えて理解する [ 例えば Osmany 1992 ; Ahmed 1994 ]。この点で興味深いのは、バングラデシュでは、例えば公式行事において、ひとつの宗教の聖典ではなく4つの宗教の聖典が読まれることの方が、よりセキュラーであると理解されていることである。このような「セキュラリズム」とイスラーム化の問題については、最後に再び取り上げる。

（注12）しばしばこれは、「沈黙の流民」(silent migration)と表現される [ BHBCUC 1993, 127 ]。このような事例報告は数多い。例えば、Ajad (1996), Bhau-mik and Dhar (1998), GPP (1992), Ray (1975)など。また小説ではあるが、タスリマ・ナスリンの『恥』は、このようなヒンドゥーの置かれた現状に取材している [ Nasrin 1993 ]。

（注13）BHBCUC (1993, 133), GPP (1992), Ajad (1996)など。また、最近の事例では、Barkat(2000)

の紹介が参考になる。

(注14) マイノリティ当事者以外の組織を挙げれば、重要なのは国内でのマスメディアの発言力である。これは、総選挙後の騒乱でも事態の悪化に歯止めをかける力になった。また、内外のNGO団体と、援助供与国を中心とした国際的な世論は、政権をけん制する力になっている。

(注15) その構成は、中央委員会として51人の委員が置かれている。議長のもとに、18人の常務委員が置かれ、出版、国際関係、法務、教育・文化、青年、指定カーストなどの分科会を担当する。年に1度の全国大会を主催し、3カ月に1度の中央執行委員会が開かれる〔*Gathantantra*〕しかし、例えばヒンドゥーに関しても、その中に政界、法曹界、言論界、経済界、行政官などのヒンドゥー社会を十全に代表すべき人物が含まれていないという問題が指摘されている。また、2003年には、新たに「ヒンドゥー教徒・仏教徒・キリスト教徒統一戦線」(Unity Front)が組織された。これは、既存の統一協議会を分断する政治的意図が背景にあると指摘されている。

(注16) 仏教徒福祉基金は、約2000万タカの基金で運営されている。また、キリスト教徒福祉基金も提案されたが、外国援助への依存度の高いキリスト教界は、その提案を断った経緯がある。

(注17) 樹木崇拜に由来する「小祠」を含め、何をヒンドゥー寺院とするかは議論が分かれる。宗教省が県長官に行った寺院調査では、50県の回答から約1万5000の寺院が報告された。ここから全土では約2万と見積もられている。1993/94年度から96/97年度までの受益総件数が推定8665件であり、そのうちの65%を単純に寺院と見積もると、補助を受けた寺院はおよそ5500件となる。パングラデシュのヒンドゥー寺院を取り巻く今日の状況については、その一例として拙稿〔外川 2000a〕を参照されたい。

(注18) ちなみに、この年度の宗教省の開発費予算は2万7600万タカを計上している。この予算には、イスラーム財団の財源が含まれており、祭祀振興会議の要求項目で検討されるように、そのほとんどがイスラームに関するものとなっている。Manjyuri o Baradder Dabisamuha (Ummayan) 1999/2000. pp.273-278.

(注19) 『オンジョリ』(*Anjali*, 2001年度版) Dhaka: Mahanagar Sarbajanin Puja Kamiti. なお、『オンジョリ』は、毎年のドゥルガ女神祭祀に際して、祭祀振興会議が刊行する記念誌であるが、振興会議を通して全国に配布されている。

(注20) 正式には、「ロムナ・カリ女神寺院、および聖母アノンド・モイ修道院振興会議」。女神寺院には、M・K・ガンディーとの親交でも知られる聖母アノンド・モイの修道院が併設されていた。

(注21) ヒンドゥーの国内比率は年々減少しているものの、その絶対数はわずかながら増加している。ただし、2001年に関しては総選挙直後の騒乱で、実際には規模が縮小されたり、中止された祭壇も多い。

(注22) この横断幕に書かれた振興会議の要求項目については、次節で詳しく検討する。

(注23) 以下の資料は、各年度の『オンジョリ』誌による。注(4)でも述べたように、このようなヒンドゥー側の主張は、実際にはマスメディアで取り上げられる機会はほとんどなく、一般社会での認知度は極めて低い。

(注24) 新たな追加項目と修正・入れ替え項目とがあるため、すべてを通し番号で整理した。

(注25) 上層農民や都市の商業階層の多いヒンドゥー社会では、所得税の負担率はムスリム社会を超えると推計される。人口比で約1割のヒンドゥーが、国家の歳入である税収では2割以上の貢献をしているという言説を、統一協議会の指導者はしばしば強調する。また、銀行融資における宗教的差別も、このような文脈でしばしば指摘される〔例えばGuhathakurta 2002〕

(注26) インドの留保制度のようなコミュニティの人口比率に応じた配分制度については、ヒンドゥーの間でも議論が分かれている。また、宗教別選挙制度の復活についても、議論が分かれる。統一協議会の主要な論調は、宗教的マイノリティはあくまでも社会の「メインストリーム」に伍していくことが優先されるのであり、コミュニティの分離・対立を促進しかねないこれらの提案については、慎重になるべきだということである。

(注27) 2001年10月の総選挙後の事態については、

本稿では扱わなかった。ただし、一連の暴動事件においてヒンドゥーは明らかにアワミ連盟党の支持者と見なされ、政権交代に伴う報復攻撃とマイノリティ問題とが重なる点で、事態はより深刻な様相を呈した。以下に関連資料を挙げておく。DSC (2002), DUK (2002), Lutpha and Aktar (2001) など。

(注28) 「宗教稼業」(*dharma-babyasa*)については、佐藤(1990, 107)を参照した。

(注29) アフマディア教団は、19世紀末のパンジャープで生まれたイスラーム系宗教教団である。その独自の教義は、しばしばイスラームから逸脱したものとして、イスラーム系団体による非難の対象となっている。

(注30) 「対称性」(シンメトリー)とは、国家による宗教への関与が、規制や保護の有無、あるいはその程度の違いにかかわらず、当事者にとって他の宗教との関係で、同等な扱いを受けていると見なされるかどうかを示す概念である[Sen 1998]。ここでは、特定の宗教への国家の関与が、相対的な優劣にかかわらず、他の宗教にとって均衡の取れた扱いを受けている時に、「対称性」が保たれていると言うことができる。

(注31) *Sharadiya smaranika*. Dhaka: Shri Shri Loknath Brahmachari Ashram, 1998. このような論調は、Bhaumik and Dhar (1998, 79-83)やRoy (2001, 287-344), 各号の『オンジョリ』誌などにも散見される。例えば、次のような記述がある。「史上初のイスラーム国家であったメディナにおいて、預言者ムハンマドご自身が、『宗教に関しては、いかなる無理強いもしてはならぬ』と明言されることで、セキュラリズムと宗教的マイノリティの権利を、お認めになっているのである」[Anjali 2000, 44]

(注32) アジヨム氏は次のようにも述べている。「イスラームは、単なる宗教ではありません。それは、政治や経済や、社会生活のすべての領域を規定する生活規範 (code of life) そのものなのです。そもそもこの国では、ごく少数のムスリム支配者の元で、圧倒的に多数のヒンドゥー民衆が平和に暮らしていました。それが、イギリス人による支配が始まるまでの、優に550年以上も続いたこの国の歴史なのです」(2002年8月28日の筆者とのインタビューにて)。

(注33) 「イスラーム化」の用語は、しばしば論者によって異なる意味が与えられるので注意が必要である。筆者は少なくとも、(1)英領期以前の改宗の過程、(2)英領期以降のイスラーム復興運動、(3)民主化過程における宗教の政治利用という3つの異なる局面を区別する必要があると考える。この点については、拙稿も参照のこと[外川 2000b]。

(注34) この点に関して、次のような事例がしばしば指摘される。すなわちヒンドゥーは、祭礼でのマイクによる讃歌の演奏(キットン)に際して、ムスリムの祈りの呼び掛け(アザーン)の時間にはそれを妨げないように自粛を求められるが、ムスリムに同様の対応を求めることはまれである。また近年では、ダッカ地区の高校統一試験(HST)の設問が争点となった。英語の論述問題に、宗教的マイノリティには馴染みのないムスリムの祭礼についての記述を求める出題がされた際には、その宗教的偏向に対する様々な批判が起きた[Pratham Alo, June 18, 2003]。これらのことは、様々なレベルでの宗教事象に関する政策決定過程に、マイノリティ宗教の声をどのように反映させるのかという課題に帰着するだろう。

(注35) 「ヒンドゥトゥヴァ」については、特にJaffrelot (1996)を参照した。また「ダルマ」(宗教的・社会的規範の体系)は前近代のヒンドゥー的観念であるが、これを現代の南アジア社会の文脈に置き換えて解釈を与えることは、近代の「ヒンドゥトゥヴァ」の言説が意図する政治的動員と同様の危険にさらされるものと言える。この点でも、多様な解釈を許容する「ヒンドゥーイズム」に対して、唯一の聖典に依拠するイスラームの南アジアにおける展開は、興味深い示唆を与えるものである。例えば、前近代のムスリム社会は、しばしば南アジアにおいて「ダルマ」の受容を拒否したのであり、また近代のナショナリズム運動において「ヒンドゥーイズム」は、その多様な解釈を通してムスリムをも包摂できると主張したのである[例えばJaffrelot 1996, 4, 29]。マイノリティからの視点は、このような意味で、南アジアの宗教的ナショナリズム運動に重要な示唆を与えるものである。しかし、本稿ではこれ以上この問題を論じる余裕はないため、これらの点を含めた南アジアの宗教と政治に関する考

察については、今後の課題としたい。

### 文献リスト

#### 日本語文献

- 佐藤宏 1990. 「バングラデシュの政治とイスラム」佐藤宏編『バングラデシュ：低開発の政治構造』アジア経済研究所.
- 外川昌彦 2000a. 「ベンガルの女神の聖地 バングラデシュに残されたヒンドゥー聖地を中心として」『三田社会学』（慶応義塾大学社会学研究科）.
- 2000b. 『バングラデシュのスーフィー教団の展開に関する予備的考察 シャハ・アリ廟におけるイスラーム宗教者』ディスカッション・ペーパー・文部省科学研究費・特定領域研究「南アジア世界の構造変動とネットワーク」.

#### ベンガル語文献

- Ajad, Salam 1996. *Hindu Sanpraday Kena Deshtyag Karedhe*. Dhaka: Sas Pablikeshans.
- Azam, Ghulam 2002. *Amuslim Nagarik o Jamayate Islami*. 6th edition. Dhaka: Jamayate Islami Bangladesh.
- Bangladesh Sanskrit Samiti 1990. *Shiksha Mantranalaye Peshkrit Smaraklipi*.
- Bhaumik, Nim Candra 1998. “Jatiya Kaunsiler Adhibeshan.” *Bangladesh Hindu Bauddha Khrishtan Aikya Parishad*. 3 April.
- Bhaumik, Nim Candra and Dhar Basudeb 1998. *Sampradayik Baishamyia Kar Swartha*. Dhaka: Shashwat Prakashan.
- DUK ( Dakumenteshan Upa-Kamiti ) 2002. *Manabatar Biruddhe Aparadh: Rajnaitik Nipiran*. Dhaka: Jatiya Kanbhenshan.
- Gathanantra. BHBCUC.
- Ghosanapatra. BHBCUC.
- GPP ( Glani Prakashana Parishad ) 1992. *Glani*. Chittagong.
- Hasan, Soharab 2001. “Arpit Sampati Ain Batil o Matalabbajder Bakrahasi.” *Sangbad*. 10 April.
- Lutpha, S. and Aktar S. 2001. “Sanbadpatra Parjalo-

cana: Hindu Sampradayer Opar Sampratit Sahingsata.” *Beletin*. Dhaka: Ain o Salish Kendra.

- Mahanagar Sarbajanin Puja Kamiti 1986-2001. *Anjari: Sharadia Souvenir*. Dhaka.
- Manajur-E-Maola ed. 1991. *Bangladesher Pancham Jatiya Sansad 91 Ejbam*. Dhaka: National Computer Limited.
- Ministry of Finance, Bangladesh Government 2000. *Manjyuri o Baradder Dabisamuha ( Unnayan )* 1999/2000.
- Nasrin, Taslima 1993. *Lajja*. Kalikata: Ananda Pablihsars.
- Ray, Dakshinaranjan 1975. *Chere Asa Gram*. Kalikata: Jigyasa.

#### 英語文献

- Ahmed, Rafiuddin 1981. *The Bengal Muslims 1871–1906: A Quest for Identity*. Delhi: OUP.
- Ahmed, A. F. Salahuddin 1994. *Bengali Nationalism and the Emergence of Bangladesh: An Introductory Outline*. Dhaka: University Press Limited.
- Bangladesh Bureau of Statistics 1991. *Bangladesh Population Census: 1991. Vol.1, Analytical Report*.
- Barkat, Abul ed. 2000. *An Inquiry into Causes and Consequences of Deprivation of Hindu Minorities in Bangladesh through the Vested Property Act: Framework for a Realistic Solution*. Dhaka: PRIP Trust.
- Barkat, Abul and S. Zaman 1998. “Political and Economic Consequences of Vested Property Act, I V.” *Bangladesh Observer*. 23 27 November.
- Barkat, Abul et al. 1997. *Political Economy of the Vested Property Act in Rural Bangladesh*. Dhaka: Association for Land Reform and Development.
- BHBCUC ( Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council ) 1993. *Communal Discrimination in Bangladesh: Facts and Documents*.
- Biswas, Sukumar and Hiroshi Sato 1993. *Religion and Politics in Bangladesh and West Bengal: A Study of Communal Relations*. Tokyo: IDE.
- Chatterji, Joya 1995. *Bengal Divided: Hindu Communalism and Partition, 1932–1947*. Cambridge University Press.
- Das, Suranjan 1991. *Communal Riots in Bengal 1905–1947*.

- Delhi: Oxford University Press.
- DSC ( Documentation Sub-Committee ) 2002. *Crime against Humanity: Political Persecution*. Dhaka: National Convention.
- Guhathakurta, Meghna 2002. "Communal Politics in South Asia and the Hindus of Bangladesh." In *Religious Minorities in South Asia: Selected Essays on Post-Colonial Situations*. eds. Monirul Hussain and Lipi Ghosh. New Delhi: Manak.
- Jaffrelot, C. 1996. *The Hindu Nationalist Movement in India*. New York: Columbia University Press.
- Kabir, Muhammad Ghulam 1980. *Minority Politics in Bangladesh*. Delhi: Vikas Publishing House.
1995. *Changing Face of Nationalism: The Case of Bangladesh*. Dhaka: UPL.
- Maniruzzaman, Talukder 1994. *Politics and Security in Bangladesh*. Dhaka: UPL.
- Mallick, Ross 1998. *Development, Ethnicity and Human Rights in South Asia*. New Delhi: Sage Publications.
- Moral, Shishir 2001. "Rights of Religious Minorities." In *Human Rights in Bangladesh 2000*. Dhaka: Ain o Salish Kendro.
- Nakatani, Tetsuya 2000. "A way from Home: The Movement and Settlement of Refugees from East Pakistan in West Bengal, India." *Journal of the Japanese Association for South Asian Studies*. No.12.
- Osmany, Shireen Hasan 1992. *Bangladesh Nationalism: History of Dialectics and Dimensions*. Dhaka: UPL.
- Roy, Tathagata 2001. *My People, Uprooted: A Saga of the Hindus of Eastern Bengal*. Kolkata: Ratna Prakashan.
- Samaddar, Ranabir 1999. *Marginal Nation: Transborder Migration from Bangladesh to West Bengal*. New Delhi: Sage Publications.
- Sato, Hiroshi 1993. "From Appeasement to Patronage, Politics of 'Islamization' in Bangladesh." *Journal of Social Studies*. No.61 ( July ).
- Sen, Amartya 1998. "Secularism and Its Discontents." In *Secularism and Its Critics*. ed. R. Bhargava. Delhi: Oxford University Press.
- Sen, Rangalal 1994. "Impact of Enemy ( Vested ) Property Laws on Bangladesh." In *Documentation: Articles, Deliberations and Recommendations*. The National Seminar on Enemy ( Vested ) Property Act, 1994. pp.35 70.

( 広島大学大学院国際協力研究科助教授 )